

各流域の減災に係る取組方針について

【目 次】

◇取組方針	
・常願寺川	P 1
・神通川	P 13
・庄川	P 26
・小矢部川	P 39

令和4年 6月

第8回 常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等
大規模氾濫に関する減災対策協議会

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 常願寺川流域の減災に係る取組方針

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 4
3. 常願寺川の概要と主な課題	P. 5
4. 現状の取組状況	P. 8
5. 減災のための目標	P. 15
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 16
7. フォロワーアップ	P. 18

令和4年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川、及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組みを推進するものである。

本協議会では、常願寺川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地形を有しており、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を旨とする』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」を推進することとして、常願寺川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 土木部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p><オブザーバー></p> <p>西日本旅客鉄道（株）金沢支社 あいの風とやま鉄道（株） 富山地方鉄道（株） 万葉線（株） 北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水カエ木チーム 関西電力（株）水力事業本部 庄川水カエセンター 電源開発（株）中部支店 国土地理院 北陸地方測量部 北陸地方整備局 立山砂防事務所 北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所</p>	

3. 常願寺川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

常願寺川流域は、富山県南東部に位置し、立山連峰の山間部にて称名川、和田川等の支川を合わせながら流下し、富山平野を形成する扇状地を出て富山市東部を経て日本海に注ぐ、幹川流路延長56km、流域面積368km²の一級河川である。

上流部の立山カルデラには、非常に多い火山噴出物や崩壊堆積物が多量にあり洪水のたびに下流へ土砂が流出し、その土砂により形成された下流部に広がる扇状地には、富山県の中心都市である富山市があり、この地域における社会・経済・文化の基盤をなしている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、国道41号などが存在する。

4.

②洪水・氾濫の特性

上流域はきわめて急峻な地形をなしており、非常に崩れやすい状態となっている。また、河床勾配は山地部で約1/30、扇状地部で約1/100と、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりとした日本海型気候であり、年間降水量は上流に向かって多くなり、平野部で約2,300mm、山岳部では3,000mmを越えるため、上流域の降雨に伴う洪水の危険度を認識しにくい特徴がある。

常願寺川の地形は、上滝を扇頂とする常願寺川扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する富山市をはじめ、広範囲に甚大な被害が及ぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

安政5年(1858年)の飛越地震では、常願寺川上流の立山カルデラ内で「高崩れ」と呼ばれる大崩壊が発生し、水源から扇状地に至る全域にわたって一大荒廃河川となり、この洪水により当時の富山藩領内の18ヶ村に及び死者140人、負傷者8,945人、流出家屋1,603戸の甚大な被害が発生した。

昭和9年7月の洪水では、上流の湯川筋の多枝原の大崩落により、急流河川特有の土砂を伴った大洪水となり、堤防の決壊、橋梁・道路を破壊する大災害となった。

昭和44年8月洪水では、戦後最大の大出水となり、常願寺川は全川にわたり護岸・根固めの沈下流失、水制の破損、倒壊等の大被害が生じ、中新川郡立山町岩崎野地先で150mにわたって堤防が決壊し、中新川郡立山町三ツ塚新地先でも30mの決壊が発生した。

平成10年8月の梅雨前線の停滞によって、3日、7日、12日に平均年最大流量を超える洪水が発生。7日の洪水では高水敷の決壊や根固工の流出などの被害が発生し、その延長は750mにも及んでいる。

近年では、停滞した梅雨前線の影響による集中豪雨により洪水が発生し、治水施設の整備等により大きな一般被害は発生していないが、河川の滞りが不安定で洪水時には偏流が発生することから、河道内の施設の多くが被災している。

②河川改修の状況

平成21年11月に策定した「常願寺川水系河川整備計画(大臣管理区間)」では、洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「急流河川特有の洪水時のエネルギーに対する堤防の安全性の確保」を可能とするため、急流河川対策を行い、氾濫被害の防止を図っている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、急流河川対策等が実施されているものの、予想される洗掘深さに対して根入れが不足している箇所などが解消されおらず、洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

常願寺川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 常願寺川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが非常に大きく、中小洪水でも堤防や高水敷が侵食され堤防の決壊に至る危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有しており、決壊等による浸水域が広範囲となるとともに、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が拡大することから、水深は浅くとも避難が困難となり、甚大な被害が発生するおそれがある。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口・資産が集中（約25万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所、役場をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」及び「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

- ・常願寺川の水害の歴史・洪水特性の周知・理解促進のための副教材の作成・教育機関等への配布、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等により、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

常願寺川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	<p>○昭和44年8月洪水により堤防決壊等が発生しているが、近年は国管理区間において氾濫流による浸水被害は発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミンゲ	<p>○常願寺川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○常願寺川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>〇防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>〇河川管理者等からWEB等を通じた河川水位、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>〇平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できなないおそれがある。 I</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。 J</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。 K</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。 L</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。 L1</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。 L2</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難誘導体制	<p>〇避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できなないおそれがある。 M</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>〇国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へFAX等により情報提供している。</p> <p>〇災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。 N</p> <p>●急流河川の特異性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。 O</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれを受け持ち区間全てを回りにきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、常願寺川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のため有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、根継ぎ護岸等の整備を推進している。</p> <p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和7年度までに達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、富山市街地を含む広範囲に拡散する氾濫形態となる扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、常願寺川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水・・・水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※ 市街地を流れる洪水・・・一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難・・・水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、常願寺川において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 常願寺川の特徴を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、2期の取組項目数は、1期での取組項目数56を類似項目毎に統合することで項目数を15に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L1, L2	北陸地整、気象台、富 山県、
新2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R, S	北陸地整、気象台、富 山県、富山市、立山 町、舟橋村
新3	水害リスク共有	C, E, F, G, H, I, J, K, L, L1 , L2, M	北陸地整、富山県、富 山市、舟橋村
新4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、富 山市、舟橋村
新5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、気象台
新6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、気象台、富 山県、富山市、立山 町、舟橋村
新7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、気象台、富 山県、富山市、立山 町、舟橋村
新8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、富 山市、立山町、舟橋村
新9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、富 山市、立山町、舟橋村
新10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、富 山市、舟橋村
新11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R, T	北陸地整、富山県、富 山市、立山町
新13	流木や土砂の影響への 対策	W	富山県
新14	災害時の拠点施設に対 する対策	F, G	北陸地整、富山県、富 山市
新15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富 山市

※新11～新15はハード対策も兼ねた取組項目

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じては、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

常願寺川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、立山町、舟橋村）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び 精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、 取組機関は北陸地整のみである ため削除
旧33	気象情報等の改善 等	L	気象台	1期において「実施済」であり、 取組機関は富山地方気象台のみ であるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期項目 No	2期*		1期*		緊急行動 計画No	実施する 施策
	2期カテゴリ	1期カテゴリ	1期項目 No	1期カテゴリ		
新1	洪水予測や水位 情報の情報 強化		旧11 ハド	洪水予測や水位情報の提供強化(ダム 放流警報設備等の耐水化や改良等、水 文観測所の停電対策)(緊25)	緊25	洪水予測や水位情報 の提供の強化
			旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充 実(緊9)	緊9	防災施設の機能に関 する情報提供の充実 ・ 共助の仕組みの強化
新2	水防活動の啓 発		旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も 参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	
			旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪 水に対するリスクの高い箇所合同巡 視の実施(緊30)	緊30	重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認
			旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓 練等を実施(緊32)	緊32	水防訓練の充実
			旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水 防協力団体の募集・指定を促進(緊 31)	緊31	水防に関する広報の 充実(水防団員確保に 係る取組)
新3	水害リスク共 有		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防 技術講習会を実施	緊22	共助の仕組みの強化
			旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対 するリスクの高い箇所の共同点検の実 施	緊30	重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認
			旧21	まるごとまちごとハザードマップを整 備→災害リスクの現地表示(緊19)	緊19	災害リスクの現地表 示
新7			旧25	リアルタイムの情報提供やブッシュ型 情報の発信など防災情報の充実、出水 期前にホットライン等の連絡体制を確 認(緊2)、危険レベルの統一化等に よる災害情報の充実と整理(緊7)	緊2	洪水時における河川 管理者からの情報提供 等(ホットラインの構 築)
			旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水 想定区域図(緊12)等、家屋倒壊等 氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等)によ	緊12 緊15	避難計画作成の支援 ツールの充実 ・ 浸水想定区域の早期

2期項目 No	2期*		1期*		緊急行動 計画No	実施する 施策
	2期カテゴリ	1期カテゴリ	1期項目 No	1期カテゴリ		
新4	排水体制の促 進		旧14 ハド	重要インフラの機能確保(緊47)	緊47	重要インフラの機能 確保
			旧47	大規模水害を想定した排水計画(案) の検討を実施(緊37)	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善 重復のため第7回減対協 において統合
新5	ダム等の洪水 調節機能の向 上・確保		旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等 を整備	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善
			旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実 施	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善
			旧56	地下街が浸水した場合の排水計画 (案)の検討を実施	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善
			旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確 立(緊10)	緊10	ダム放流情報を活用 した避難体系の確立
新6	避難対策		旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保 (緊46)	緊46	ダム等の洪水調節機 能の向上・確保
			旧12 ハド	応急的な避難場所の確保(緊28)	緊28	応急的な避難場所の 確保
			旧23	避難訓練への地域住民の参加促進(緊 21)	緊21	避難訓練への地域住 民の参加促進
新7	水防災教育の 啓発		旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方 法の検討	ナゾナル	-
			旧17	小中学校等における水災害及び土砂災 害教育を実施(緊20)及び地域防災力 向上のための人材育成(緊24)、洪水 特性の周知、促進理解のための副教材 の作成・配布	緊20 緊24	防災教育の促進 ・ 地域防災力の向上 のための人材育成
			旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関す る説明会を開催	緊24	地域防災力の向上の ための人材育成
			旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築 に役立つ広報や資料を作成・配布	ナゾナル	-

2期項目 No	2期カテゴリー	1期※2 1期カテゴリー		緊急行動計画※3 実施する施策
		1期項目 No	緊急行動 計画No	
新8	要配慮者支援	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携（緊22）	緊22 ・ 共助の仕組みの強化
		旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施（緊14）	緊14 ・ 要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
新9	タイムラインの活用促進	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進（緊23）	緊23 ・ 住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
		旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の整備及び検証と改善	緊3 ・ 避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）
		旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン（事前防災計画）の策定と検証及び改善	緊4 ・ 多機関連携型タイムラインの拡充
		旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援（緊13）	緊13 ・ 隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等
新10	広域避難計画の策定及び支援	旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知（緊18）	緊18 ・ ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
		旧1 ハート	浸透対策 バイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 洪水を安全に流すためのハード対策の推進	緊36 ・ 早期復興を支援する事前の準備
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	旧4 ハート	多数の家屋や重要施設等の保全対策（緊43）	緊43 ・ 多数の家屋や重要施設等の保全対策
		旧3 ハート	本川と支川の合流部等の対策（緊42）	緊42 ・ 本川と支川の合流部等の対策
		旧7 ハート	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）	緊26 ・ 決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）
		旧15 ハート	樋門等の施設の確実な運用体制の確保（緊48）	緊48 ・ 樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
		旧8 ハート	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	緊30 ・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
新12	水防資機材の検討及び配備	旧9 ハート	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	緊30 ・ 重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
		旧10	円滑な避難活動や水防活動を支援する	緊25 ・ 洪水予測や水位情報

2期項目 No	2期カテゴリー	1期※2 1期カテゴリー		緊急行動計画※3 実施する施策
		1期項目 No	緊急行動 計画No	
新13	流木や土砂の影響への対策	旧51	河川管理の高度化（緊49）	緊49 ・ 河川管理の高度化の検
		旧5 ハート	流木や土砂の影響への対策（緊44）	緊44 ・ 流木や土砂の影響への対策
新14	災害時の拠点施設に対する対策	旧6 ハート	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45 ・ 土砂・洪水氾濫への対策
		旧2 ハート	浸透対策 バイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備	緊29 ・ 河川防災ステーションの整備
		旧13 ハート	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（雨水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	緊35 ・ 市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（雨水化、非常用発電等の整備）
		旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34 ・ 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
新15	民間企業の水害対策	旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	緊急ナル
		旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊急ナル
		旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊急ナル
		旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	緊急ナル
		緊急ナル	早期復興を支援する事前の準備	緊急ナル

補足事項

- ・ ※1 2期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目（新11～新15はハード対策も兼ねた項目）
- ・ ※2 1期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目
- ・ ※3 緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（H31.1.29）を指す。
- ・ 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。
- ・ オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 神通川流域の減災に係る取組方針

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 4
3. 神通川の概要と主な課題	P. 5
4. 現状の取組状況	P. 8
5. 減災のための目標	P. 16
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 17
7. フォロワーアップ	P. 19

令和4年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組組みが推進されることとなり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組を進めるものである。

本協議会では、神通川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗堀により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 3) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 4) また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」を推進することとして、神通川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土部 河川課	課長
富山県 土部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p>〈オブザーバー〉</p> <p>西日本旅客鉄道（株）金沢支社 あいの風とやま鉄道（株） 富山地方鉄道（株） 万葉線（株） 北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水カ土木チーム 関西電力（株）水力事業本部 庄川水カセンター 電源開発（株）中部支店 国土地理院 北陸地方測量部 北陸地方整備局 立山砂防事務所 北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所</p>	

3. 神通川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

神通川は、その源を岐阜県高山市の川上岳（標高 1,626m）に発し、岐阜県内に宮川と呼ばれ、富山県境で高原川を合わせ、神通川と名称を改め、神通峡を流下し平野部を出て、井田川、熊野川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長120km、流域面積 2,720km²の一級河川である。

神通川流域は、富山、岐阜両県にまたがり、富山県の県都である富山市、南砺市、岐阜県の高山市、飛騨市の4市からなり、上流域には飛騨高原が広がり、高原を侵食する多くの支川と、これにより形成された高山、古川等の盆地群がある。中流域では、山地が迫っていて渓谷が続き、下流域に入り常願寺川と神通川による複合扇状地を形成し、そこから下流には富山平野が広がっている。

富山駅周辺はコンパクトシティ政策として交通機関や住居が集中していることに加え、沿川各地域には高齢化率の高い地域が存在する。さらには、主要幹線道路で災害時における救援活動、生活物資や復旧物資輸送等の確保などの緊急活動のための緊急輸送道路である国道8号、41号などが存在する。

②洪水・氾濫の特性

河床勾配は源流から小鳥川合流点までの上流部では約1/20～1/150、小鳥川合流点から神三ダム地点までの中流部では約1/150～1/250、神三ダム地点から河口までの下流部では約1/250～ほぼ水平で、河口部は緩やかになっているもの、我が国屈指の急流河川となっている。

流域の気候は、上流域は高い山々に囲まれた内陸性気候、下流域は冬の積雪が多い日本海側気候で、年平均降水量は上流域で約1,800mm（高山）、下流域で約2,300mm（富山）となっており、大規模な洪水要因の多くは台風性によるものである。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、41号及び国際空港の富山空港や特定重要港湾の伏木富山港（富山地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

また、氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、水深が浅くても避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

大正3年8月洪水では、小笠原付近から駿河湾を通り、関東北部を通過して鹿島灘に抜けた台風により、堤防決壊など大規模な浸水被害が発生し、全半壊流失家屋396戸、浸水家屋14,476戸などの被害が生じた。

昭和28年9月洪水では台風13号により、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川は増水し大規模な浸水被害が発生した。被害状況は死者6名、行方不明2名、負傷者6名、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下浸水9,186戸であった。

昭和58年9月の台風10号により神通大橋地点流量は5,643m³/sを記録し、床上浸水27戸、床下浸水94戸の被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風23号による洪水により、小鳥峠雨量観測所では時間雨量54mm、24h累計雨量293mmの観測史上最大となり、また神通大橋地点の水位は8.33m（計画高水位まであと28cm）を記録し、流量は6,413m³/sと観測史上最大であった。被害状況としては、富山県で床上浸水25戸、床下浸水141戸、岐阜県で全壊流出家屋23戸、床上浸水52戸、床下浸水200戸が発生した。

②河川改修の状況

神通川では、神通川水系河川整備基本方針を平成20年6月に策定しており、「災害の発生の防止又は軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、河道や沿川の状況等を踏まえ、それぞれの地域特性にあった被害軽減対策を講じ治水安全度を向上させる」としている。

現状では、河道掘削及び急流河川対策等を実施しているが、富山市街地を氾濫域に抱える神通川下流部等において、流下能力が不足している区間が解消されず、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。

神通川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 神通川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 神通川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 3) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、富山駅周辺をはじめ人口が集中（約18万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 4) また、県庁、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、41号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえ、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・氾濫水を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画（案）を作成、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、リアルタイムの防災情報提供や市町村と連携したタイムラインの検討など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

神通川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	<p>○平成16年10月洪水により観測史上最大流量を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミニング	<p>○神通川・西派川・井田川・熊野川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○熊野川（県管理区間）、いたち川、土川、山田川、坪野川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。井田川・熊野川では水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○富山県管理区間（いたち川、山田川、坪野川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 C</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○神通川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 E</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 F</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。 H</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないうおそれがある。</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利便にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p> <p>また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないうおそれがある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●急流河川の特異性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 P</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれ受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 Q</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。 R</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 S</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できずか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、神通川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。 T</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状〇と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。 U</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○洪水調節機能を有する室牧ダム、熊野川ダム、久婦須川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。 V</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。</p> <p>○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、河道掘削を推進している。</p> <p>○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p> <p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和7年度までに達成すべき目標】

低平地に富山市の中心市街地が形成されている地形・社会特性を踏まえ、神通川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越流以外に侵食や洗掘による決壊のおそれがある。

※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難……水深が浅くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、神通川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 神通川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、2期の取組項目数は、1期での取組項目数56を類似項目毎に統合することで項目数を15に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L 1, L 2	北陸地整、気象台、富山 県、射水市
新2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R, S	北陸地整、気象台、富山 県、富山市、射水市
新3	水害リスク共有	C, E, F, G, H, I, J, K, L, L 1, L 2, M	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
新4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
新5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、気象台、富山 県、射水市
新6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、気象台、富山 県、富山市、射水市
新7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、気象台、富山 県、富山市、射水市
新8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
新9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、富山 市
新10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
新11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R, T	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
新13	流木や土砂の影響への 対策	W	富山県
新14	災害時の拠点施設に対 する対策	F, G	北陸地整、富山県、富山 市、射水市
新15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富山 市、射水市

※新11～新15はハード対策も兼ねた取組項目

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

神通川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、射水市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び 精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、 取組機関は北陸地整のみである ため削除
旧33	気象情報等の改善 等	L	気象台	1期において「実施済」であり、 取組機関は富山地方気象台のみ であるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期項目 No	2期*		1期*		緊急行動計画*	
	2期カテゴリ	1期項目 No	1期カテゴリ	緊急行動 計画No	実施する 施策	
新1	洪水予測や水位情報の情報強化	旧11 ハート	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	緊25	・洪水予測や水位情報の提供の強化	
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	緊9	・防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・共助の仕組みの強化	
	水防活動の啓発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡回の実施（緊30）	緊30	・水防訓練の充実	
新2	水害リスク共有	旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	緊32	・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	緊31	・共助の仕組みの強化	
		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	緊22	・重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	
		旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	緊30	・災害リスクの現地表示	
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）	緊19	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	
新3	水害リスク共有	旧25	リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	緊7	・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等）による	緊12	・避難計画作成の支援ツールの充実	
		旧15	浸水想定区域の公表（浸水ナビ等）による	緊15	・浸水想定区域の早期	

2期項目 No	2期カテゴリー		1期カテゴリー		緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
	2期カテゴリー	1期カテゴリー	1期項目 No	1期カテゴリー						
新4	排水体制の促進	排水体制の促進	1期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧14	旧14	緊急16	指定、浸水想定区域図の作成・公表等
							旧17	旧17	緊急16	ハザードマップの改良、周知、活用
							旧18	旧18	緊急16	適切な土地利用の促進
							旧19	旧19	緊急16	水害危険性の周知促進
							旧20	旧20	緊急16	IC等を活用した洪水情報の提供
							旧21	旧21	緊急16	洪水予測や河川水位の状況に関する解説
							旧22	旧22	緊急16	浸水実績等の周知
							旧23	旧23	緊急16	重要インフラの機能確保
							旧24	旧24	緊急16	大規模水害を想定した排水計画(案)の検討を実施
新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	1期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧25	旧25	緊急16	大規模水害を迅速に排水するため、排水施設の情報共有、排水手法等の検討を行った、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成
							旧26	旧26	緊急16	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備
							旧27	旧27	緊急16	関係機関が連携した排水実働訓練の実施
新6	避難対策	避難対策	1期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧28	旧28	緊急16	地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施
							旧29	旧29	緊急16	ダム放流情報を活用した避難体系の確立
							旧30	旧30	緊急16	ダム等の洪水調節機能の向上・確保
新7	水防災教育の啓発	水防災教育の啓発	1期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧31	旧31	緊急16	応急的な避難場所の確保
							旧32	旧32	緊急16	避難訓練への地域住民の参加促進
							旧33	旧33	緊急16	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討

2期項目 No	2期カテゴリー		1期カテゴリー		緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
	2期カテゴリー	1期カテゴリー	1期項目 No	1期カテゴリー						
新8	要配慮者支援	要配慮者支援	2期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧52	旧52	緊急22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携
							旧53	旧53	緊急22	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施
							旧54	旧54	緊急22	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
新9	タイムラインの活用促進	タイムラインの活用促進	2期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧24	旧24	緊急23	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
							旧25	旧25	緊急23	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善
							旧26	旧26	緊急23	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善
新10	広域避難計画の策定及び支援	広域避難計画の策定及び支援	2期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧30	旧30	緊急13	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援
							旧31	旧31	緊急18	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知
							旧32	旧32	緊急36	浸透対策 バイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 洪水を安全に流すためのハード対策の推進
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	2期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧33	旧33	緊急42	本川と支川の合流部等の対策
							旧34	旧34	緊急43	多数の家屋や重要施設等の保全対策
							旧35	旧35	緊急26	堤防天端の保護 堤防裏法尻の補強
新12	水防災資機材の検討及び配置	水防災資機材の検討及び配置	2期カテゴリー	1期カテゴリー	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策				
							旧15	旧15	緊急48	種門等の施設の確実な運用体制の確保
							旧18	旧18	緊急30	新技術を活用した水防災資機材の検討及び配備
							旧19	旧19	緊急30	新技術を活用した水防災資機材の検討及び配備

2期項目 No	2期※1 2期カテゴリ		1期※2 1期カテゴリ		緊急行動 計画No	緊急行動計画※3 実施する施策
	1期項目 No		1期項目 No			
新13	流木や土砂の 影響への対策		ハド*	ため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		の提供の強化
			旧51	河川管理の高度化(緊49)	緊49	・河川管理の高度化の 検討
新14	災害時の拠点 施設に対する 対策		旧5	流木や土砂の影響への対策(緊44)	緊44	・流木や土砂の影響への 対策
			旧6 ハド*	土砂・洪水氾濫への対策(緊45)	緊45	・土砂・洪水氾濫への 対策
			旧2 ハド*	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーションの 整備
新15	民間企業の水 害対策		旧13 ハド*	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)(緊35、緊40)	緊35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)
			旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実(緊34)	緊34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
			旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	旧31	・庁舎等の防災拠点の 強化
			旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊40	・庁舎等の防災拠点の 強化
			旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊36	・早期復興を支援する 事前の準備
		旧54	早期復興を支援する事前の準備(民間企業BCP策定支援)(緊36)	緊36	・早期復興を支援する 事前の準備	

補足事項

- ・ ※1 2期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目
(新11～新15はハード対策も兼ねた項目)
- ・ ※2 1期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目
- ・ ※3 緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
(H31.1.29)を指す。
- ・ 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。
- ・ オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 庄川流域の減災に係る取組方針

目次

1. はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 本協議会の構成員・・・・・・・・・・ P. 4
3. 庄川の概要と主な課題・・・・・・・・ P. 5
4. 現状の取組状況・・・・・・・・・・ P. 8
5. 減災のための目標・・・・・・・・ P. 16
6. 令和7年度までに実施する取組・・・・ P. 17
7. フォローアップ・・・・・・・・・・ P. 20

令和4年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目標に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下条川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づき組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組が推進されることとなり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組が本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組を進めるものである。

本協議会では、庄川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の漂筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約8万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を旨とする』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」を推進することとして、庄川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土木部 河川課	課長
富山県 土木部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	気象台長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	所長
<p>〈オブザーバー〉</p> 西日本旅客鉄道（株）金沢支社 あいの風とやま鉄道（株） 富山地方鉄道（株） 万葉線（株） 北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力土木チーム 関西電力（株）水力事業本部 庄川水力センター 電源開発（株）中部支店 国土地理院 北陸地方測量部 北陸地方整備局 立山砂防事務所 北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

3. 庄川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特性

庄川はその源を岐阜県高山市の烏帽子岳（標高 1,625m）と中山の山中峠（標高 1,375m）に発し、岐阜県内で尾上郷川、大厩川、大白川等と合わせて北流し、富山県に入り南砺市小牧付近で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流延長 115km、流域面積 1,189km²の一級河川である。

流域内には、白山国立公園と3つの県立自然公園及び4つの県定公園が存在する豊かな自然に恵まれており、庄川の水質は良好で、その水は豊富な地下水と合わせて砺波平野及び射水平野を潤し、富山県内の穀倉地帯を支えているとともに、小牧発電所をはじめとする水力発電など、さまざまな水利用が行われている。流域下流部に広がる扇状地には、富山県の主要都市である高岡市、射水市、砺波市などが位置し、基幹交通ネットワークとして、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道8号、156号があるなど、交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特性

流域上流の山間部では深い渓谷がさまざまれ、ところどころで崩壊地形が見られる。また、河床勾配は、河口部は感潮区間でほぼ水平であるが、流域下流部では約1/200、流域上・中流部では約1/30～1/180となっており、我が国屈指の急流河川である。

流域の気候は、年較差の大きい日本海型気候に属する多雨多雪地帯であり、特に流域上流部は有数の豪雪地帯である。年間降水量は流域上流部で約3,000mmであり、流域下流の平野部に向かって少なくなき、平野部で約2,200mmとなっている。

また、過去の庄川流域における洪水の多くは、台風起因するものが多く見られる。

沿川及び氾濫域には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、一般国道8号、156号などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

庄川の地形は、庄川用水合口ダム付近を扇頂とする扇状地が形成され、ひとたび氾濫すると拡散型の氾濫形態となり、人口・資産の集中する高岡市、射水等の主要都市をはじめ、広範囲に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

氾濫流の流れが速く、短時間で浸水域が広がることから、避難が困難となる状況を踏まえ、近年の沿川住民の高齢化の進行により増加する要配慮者に応じた円滑な避難行動のための事前の備えが重要となる。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和9年7月洪水では、庄川上流岐阜県山岳地帯において未曾有の豪雨となり、浅井村（現射水市）で堤防が決壊し、死者20名、負傷者240名、流失家屋94棟、民家破損5,418棟、浸水家屋4,009棟など、甚大な被害をもたらした。

昭和51年9月の台風第17号による洪水で、大門地点では2,646m³/sの流量を記録し、この洪水により、加越能鉄道庄川橋梁が落橋するなど、流域内では流失家屋8棟、浸水家屋42棟、農地・宅地の浸水11haの被害が発生した。

近年では、平成16年10月の台風第23号によって上流の岐阜県で359mmの降雨を記録し、大門地点では観測史上最高水位7.68m、最大流量3,396m³/sを記録した。堤防や河岸に洗掘・侵食による多大な被害が発生し、高岡市、新湊市（現射水市）、大門町（現射水市）で約2,800人に避難勧告が発令された。

②河川改修の状況

平成20年7月に策定した「庄川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水による災害の発生防止又は軽減に関する目標として、「戦後最大洪水に相当する規模の洪水（基準地点雄神で4,200m³/s）を計画高水位（H.W.L）以下で安全に流下」させるとともに、「急流河川特有の流水の強大なエネルギーに対する堤防の安全の確保」を可能とするための整備を進めるとしている。

現状では、背後地の状況を踏まえつつ、堤防整備及び急流河川対策等が実施されているものの、流下能力が不足している箇所などが解消されておらず、洪水に對し安全に流下できる状態にはなっていない。

庄川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 庄川は、我が国有数の急流河川であり、洪水時の流水エネルギーが大きく、越流以外に侵食や洗掘により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 洪水毎に河川の滞筋が変化し、洪水の流れが複雑なため、侵食の発生箇所を予測することが困難である。
- 3) 庄川下流域の低平地は扇状地形となっているため、堤防の決壊等による浸水域が広範囲となり、短時間で氾濫域が拡大する。
- 4) 新たに公表した洪水浸水想定区域内には、新高岡駅周辺をはじめ人口が集中（約8万人に影響）する市街地が形成され、住居、商業、産業が集積している。
- 5) また、市役所をはじめ主要な公共施設及び国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定、洪水浸水想定区域図を踏まえて、家屋倒壊等氾濫想定区域、浸水深や氾濫流の流速等より、その場に留まらない「立ち退き避難区域」の検討及びハザードマップへの反映、浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討 など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

庄川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

①地域住民の急流河川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
急流河川特有の洪水の理解	<p>○平成16年10月洪水により観測史上最高水位を記録したが、国管理区間において氾濫流による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミミング	<p>○庄川（国管理区間）において想定最大規模及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による洪水浸水想定区域図を富山河川国国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○和田川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（和田川）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 C</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo 32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○庄川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 E</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 F</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 G</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。 H</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴や避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないおそれがある。</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p> <p>また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へはFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●急流河川では、洪水毎に滞筋が変化し、洪水の流れが複雑であることから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●急流河川の特性や水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれ受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、庄川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸間の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のためには有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○洪水調節機能を有する境川ダム、利賀川ダム、和田川ダムなどで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状〇と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>〇急流河川対策として、河川の洗掘や侵食に対する安全度や背後地の状況等を踏まえ、護岸等の整備を推進している。</p> <p>〇計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備を推進している。</p> <p>●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している箇所があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p> <p>●堤防の漏水や侵食・洗掘など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

5. 減災のための目標

急流河川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難・水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和7年度までに達成すべき目標】

氾濫流の流れが速く、砺波・高岡・射水市街地を含む広範囲に拡散する扇状地河川特有の地形特性を踏まえ、庄川の大規模被害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。流れのエネルギーが大きく、予測困難な堤防の侵食が発生する。

※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難……水害が速くても歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、庄川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 急流河川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 庄川の特性を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み
- ④ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、2期の取組項目数は、1期での取組項目数56を類似項目毎に統合することで項目数を15に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L 1, L 2	北陸地整、気象台、富山県、 射水市、南砺市
新2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R , S	北陸地整、気象台、富山県、 富山県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
新3	水害リスク共有	C, E, F, G, H , I, J, K, L, L 1, L 2, M	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、小矢部市、 南砺市
新5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、気象台、富山県、 射水市、南砺市
新6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、気象台、富山県、 富山市、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
新7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、気象台、富山県、 富山市、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
新8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、富山市、 高岡市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R , T	北陸地整、富山県、高岡市、 射水市、砺波市、小矢部市、 南砺市

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新13	流木や土砂の影響への対策	W	富山県、南砺市
新14	災害時の拠点施設に対する対策	F, G	北陸地整、富山県、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市
新15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市

※新11～新15はハード対策も兼ねた取組項目

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

庄川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び 精度の向上	D	北陸地整 取組機関は北陸地整のみである ため削除	
旧33	気象情報等の改善 等	L	気象台 1期において「実施済」であり、 取組機関は富山地方気象台のみ であるため削除	

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期項目 No	2期*		1期*		緊急行動計画*	
	2期カテゴリ	1期項目 No	1期カテゴリ	緊急行動 計画No	実施する 施策	
新1	洪水予測や水位 情報の情報 強化	旧11 ハド	洪水予測や水位情報の提供強化(ダム 放流警報設備等の耐水化や改良等、水 文観測所の停電対策)(緊25)	緊25	洪水予測や水位情報の 提供の強化	
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充 実(緊9)	緊9	防災施設の機能に関 する情報提供の充実 ・ 共助の仕組みの強化	
新2	水防活動の啓 発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も 参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認	
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪 水に対するリスクの高い箇所の合同巡 視の実施(緊30)	緊30	重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認	
		旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓 練等を実施(緊32)	緊32	水防訓練の充実	
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水 防協力団体の募集・指定を促進(緊 31)	緊31	水防に関する広報の 充実(水防団員確保に 係る取組)	
新3	水害リスク共 有	旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防 技術講習会を実施	緊22	共助の仕組みの強化	
		旧20	自治体や地域住民が参加した洪水に対 するリスクの高い箇所の共同点検の実 施	緊30	重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認	
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整 備→災害リスクの現地表示(緊19)	緊19	災害リスクの現地表 示	
		旧25	リアルタイムの情報提供やブッシュ型 情報の発信など防災情報の充実、出水 期前にホットライン等の連絡体制を確 認(緊2)、危険レベルの統一化等に よる災害情報の充実と整理(緊7)	緊2 緊7	洪水時における河川 管理者からの情報提供 等(ホットラインの構 築) ・ 危険レベルの統一化 等による災害情報の充 実と整理	
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水 想定区域図(緊12)等、家屋倒壊等 氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等によ る公表)、適切な土地利用の促進(緊	緊12 緊15	避難計画作成の支援 ツールの充実 ・ 浸水想定区域の早期 指定、浸水想定区域図	

2期項目 No	2期*		1期*		緊急行動計画*	
	2期カテゴリ	1期項目 No	1期カテゴリ	緊急行動 計画No	実施する 施策	
新4	排水体制の促 進		52)		緊16 緊52	の作成・公表等 ・ ハザードマップの改 良、周知、活用 ・ 適切な土地利用の促 進
		旧34	水位周知河川以外の河川における水害 危険性の周知促進(緊5)	緊5	水害危険性の周知促 進	
		旧35	住民自らの行動に結びつく水害・土砂 災害ハザード・リスク情報の共有(緊 6)	緊6	ICT等を活用した洪水 情報の提供	
		旧36	洪水予測や河川水位の状況に関する解 説(緊8)	緊8	洪水予測や河川水位 の状況に関する解説	
		旧39	浸水実績等の周知(緊17)	緊17	浸水実績等の周知	
		旧14 ハド	重要インフラの機能確保(緊47)	緊47	重要インフラの機能 確保	
		旧47	大規模水害を想定した排水計画(案) の検討を実施(緊37)	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善	
		旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等 を整備	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善	
新5	ダム等の洪水 調節機能の向 上・確保	旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実 施	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善	
		旧56	地下街が浸水した場合の排水計画 (案)の検討を実施	緊37	排水施設、排水資機 材の運用方法の改善	
		旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確 立(緊10)	緊10	ダム放流情報を活用 した避難体系の確立	
		旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保 (緊46)	緊46	ダム等の洪水調節機 能の向上・確保	
新6	避難対策	旧12 ハド	応急的な避難場所の確保(緊28)	緊28	応急的な避難場所の 確保	
		旧23	避難訓練への地域住民の参加促進(緊 21)	緊21	避難訓練への地域住 民の参加促進	
		旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方 法の検討	ナゾナル	-	
新7	水防災教育の 啓発	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災 害教育を実施(緊20)及び地域防災力 向上のための人材育成(緊24)、洪水 特性の周知、促進理解のための副教材 の作成・配布	緊20 緊24	防災教育の促進 ・ 地域防災力の向上の ための人材育成	
		旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関す る説明会を開催	緊24	地域防災力の向上の ための人材育成	
		旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築 に役立つ広報や資料を作成・配布	ナゾナル	-	
	要配慮者支援	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力	緊22	共助の仕組みの強化	

2期 ^{※1} 2期項目 No	2期カテゴリー	1期 ^{※2}		緊急行動計画 ^{※3}	
		1期項目 No	1期カテゴリー	緊急行動 計画No	実施する施策
新8		旧52	の向上を図るための自主防災組織の充 実及び地域包括支援センター・ケアマ ネージャーとの連携（緊22）	緊14	・要配慮者利用施設に おける避難計画の作成 及び避難訓練の実施
		旧24	要配慮者利用施設による避難確保計画 の作成に向けた支援を実施（緊14）	緊23	・住民一人一人の避難 計画・情報マップの作 成促進（緊23）
新9	タイムライン の活用促進	旧26	住民一人一人の避難計画・情報マップ の作成促進（緊23）	緊3	避難勧告等発令に 着目した防災行動 計画（タイムライン）の整備及び検証 と改善
		旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部 川タイムライン検討会」における急流 河川の特性を踏まえた大規模水害時の タイムライン（事前防災計画）の策定 と検証及び改善	緊4	・多機関連携型タイ ムラインの拡充
新10	広域避難計画 の策定及び支 援	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定 及び支援（緊13）	緊13	・隣接市町村における 避難場所の設定（広域 避難体制の構築）等
		旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな 洪水ハザードマップの策定・周知（緊 18）	緊18	・ハザードマップポー タルサイトにおける水 害リスク情報の充実 ・早期復興を支援する 事前の準備
新11	洪水を安全に 流すためのハ ード対策の推 進	旧1 ハド	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 洪水を安全に流すためのハード対策の 推進	緊36	・早期復興を支援する 事前の準備
		旧3 ハド	本川と支川の合流部等の対策（緊42）	緊42	・本川と支川の合流部 等の対策
新12	水防資機材の 検討及び配置	旧4 ハド	多数の家屋や重要施設等の保全対策 （緊43）	緊43	・多数の家屋や重要施 設等の保全対策
		旧7 ハド	堤防天端の保護（緊26） 堤防裏法尻の補強（緊26）	緊26	・決壊までの時間を少 しでも引き延ばす堤防 構造の工夫（危機管理 型ハード対策）
新12	水防資機材の 検討及び配置	旧15 ハド	樋門等の施設の確実な運用体制の確保 （緊48）	緊48	・樋門・樋管等の施設 の確実な運用体制の確 保
		旧8 ハド	新技術を活用した水防資機材の検討及 び配備	緊30	・重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認
新12	水防資機材の 検討及び配置	旧9 ハド	新技術を活用した水防資機材の検討及 び配備	緊30	・重要水防箇所の見直 し及び水防資機材の確 認
		旧10 ハド	新技術を活用した資機材等の整備 円滑な避難活動や水防活動を支援する ため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用	緊25	・洪水予測や水位情報 の提供の強化

2期 ^{※1} 2期項目 No	2期カテゴリー	1期 ^{※2}		緊急行動計画 ^{※3}	
		1期項目 No	1期カテゴリー	緊急行動 計画No	実施する施策
新13	流木や土砂の 影響への対策	旧51	カメラ、簡易水位計、危機管理型水位 計や量水標等の設置 河川管理の高度化（緊49）	緊49	・河川管理の高度化の 検討
		旧5 ハド	流木や土砂の影響への対策（緊44）	緊44	・流木や土砂の影響へ の対策
新14	災害時の拠点 施設に対する 対策	旧6 ハド	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45	・土砂・洪水氾濫への 対策
		旧2 ハド	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーショ ンの整備
新15	民間企業の水 害対策	旧13 ハド	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確 保のための対策の充実（耐水化、非常 用発電等の整備）（緊35、緊40）	緊35	・市町村庁舎や災害拠 点病院等の機能確保の ための対策の充実（耐 水化、非常用発電等の 整備）
		旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関 係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34	・市町村庁舎や災害拠 点病院等の施設関係者 への情報伝達の充実
新15	民間企業の水 害対策	旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置 計画の検討を実施	緊急行動 計画No	-
		旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援 のための拠点等配置計画の検討を実施	緊急40	・庁舎等の防災拠点の 強化
新15	民間企業の水 害対策	旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と 水害対策等の啓発活動	緊急36	・早期復興を支援する 事前の準備
		旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間 企業BCP策定支援）（緊36）	緊急36	・早期復興を支援する 事前の準備

補足事項

- ・ ※1 2期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目
（新11～新15はハード対策も兼ねた項目）
- ・ ※2 1期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目
- ・ ※3 緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
（H31.1.29）を指す。
- ・ 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方に
ついて」答申を踏まえて追加された内容。
- ・ オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定
されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目

以上

総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進に基づく 小矢部川流域の減災に係る取組方針

目 次

1. はじめに	P. 1
2. 本協議会の構成員	P. 4
3. 小矢部川の概要と主な課題	P. 5
4. 現状の取組状況	P. 8
5. 減災のための目標	P. 15
6. 令和7年度までに実施する取組	P. 16
7. フォロワーアップ	P. 19

令和4年6月

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度（令和 2 年度）を目的に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各流域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う富山河川国道事務所管内の沿川 5 市 1 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、立山町、舟橋村）、富山県、富山地方気象台、北陸地方整備局富山河川国道事務所で構成される「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 4 月 21 日に設立した。

その後、平成 28 年 8 月に発生した台風による豪雨災害において中小河川においても甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においても減災対策に取り組むこととなり、上市川、白岩川、下桑川を追加したことから、平成 29 年 5 月 2 日に協議会名を「常願寺川、神通川、庄川及び小矢部川等大規模氾濫に関する減災対策協議会」に改め、協議会の構成は沿川 7 市 2 町 1 村（富山市、高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市、立山町、舟橋村、滑川市、上市町）となった。

さらには、平成 29 年 6 月に水防法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 31 号）施行により新たに大規模氾濫減災協議会制度が創設されたことに伴い、本協議会の規約を改正し、水防法に基づく組織と位置づけられた。

令和元年東日本台風をはじめ、近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大と水害の激甚化・頻発化に備えるため、国土交通省では令和 2 年 9 月に防災・減災が主流となる社会の実現に向けて「総力戦で挑む防災・減災プロジェクトの推進」が打ち出され、その流れを踏まえ「常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川流域治水プロジェクト協議会」が令和 2 年 9 月 14 日に設立され、あらゆる関係者により流域全体で水害を軽減させる取組組みが推進されることになり、令和 3 年度より主に「ハード対策」に重点を置いた取組みが本格化した。

このことから、本協議会では、避難・水防対策を重点とした「ソフト対策」の取組項目を推進することになった。

平成 29 年度～令和 2 年度（以下「1 期」という。）の 5 年間で取り組んできた内容を総括し、次期 5 か年となる令和 3 年度～令和 7 年度（以下「2 期」という。）における新たな取組項目および取組目標を設定し、引き続き取組組みを推進するものである。

本協議会では、小矢部川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
- 3) 湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
- 4) 洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
- 5) また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、『庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川での大規模水害に対し、「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」「社会経済被害の最小化」を目指す』ことを目標と定め、令和7年度までに各構成員が連携して取り組み、避難・水防対策を重点した「ソフト対策」を推進することとして、小矢部川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
富山市	市長
高岡市	市長
立山町	町長
舟橋村	村長
射水市	市長
砺波市	市長
小矢部市	市長
南砺市	市長
滑川市	市長
上市町	町長
富山県 土部 河川課	課長
富山県 土部 砂防課	課長
富山県 富山土木センター	所長
富山県 富山土木センター 立山土木事務所	所長
富山県 高岡土木センター	所長
富山県 高岡土木センター 小矢部土木事務所	所長
富山県 砺波土木センター	所長
富山地方気象台	長
北陸地方整備局 富山河川国道事務所	長
<p>＜オブザーバー＞</p> 西日本旅客鉄道（株）金沢支社 あいの風とやま鉄道（株） 富山地方鉄道（株） 万葉線（株） 北陸電力（株）再生可能エネルギー部 水力土木チーム 関西電力（株）水力事業本部 庄川水力センター 電源開発（株）中部支店 国土地理院 北陸地方測量部 北陸地方整備局 立山砂防事務所 北陸地方整備局 神通川水系砂防事務所 北陸地方整備局 利賀ダム工事事務所	

3. 小矢部川の概要と主な課題

(1) 流域・地形の特徴

①流域の特徴

小矢部川は富山県西部に位置し、その源を富山・石川県境の大門山（標高1,572m）に発し、富山・石川県境に沿って北流し、砺波平野を出て、南砺市において山田川を合わせたのち小矢部市に入り、洪江川、小樺川を、高岡市において祖父川、千保川等を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長 68km、流域面積 667km²の一級河川である。

流域は富山、石川両県の6市からなり、能登半島国定公園、医王山県立自然公園、桜ヶ池県定公園、稲葉山・宮島峡県定公園など豊かな自然を有するとともに、小矢部川の水質は良好で、地下水と合わせて砺波平野及び射水平野の農業用水、水道用水、工業用水等に利用されている。小矢部川流域内には、北陸新幹線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、東海北陸自動車道、能越自動車道、一般国道8号、156号等の基幹交通ネットワークが形成され、さらに河口部には国際拠点港湾伏木富山港（伏木地区）があるなど交通の要衝となっている。

②洪水・氾濫の特徴

下流部の大半が平野部を流れるため、下流部の河床勾配は約1/1,000と富山県内では比較的緩やかである。また、左岸側は山地が迫っており、右岸側は庄川扇状地の末端に位置するため氾濫流は拡散せず、下流型の氾濫形態である。

流域の気候は、冬期における寒冷積雪と夏期の高温多湿を特徴とした四季の変化がはっきりした日本海型気候であり、年間降水量は上流域に向かって多くなり、平野部で約2,000mm、山間部で約2,600mmを超える。また、小矢部川流域は、梅雨、台風、冬の降雪と年間を通じて降水量が多く、過去から幾度となく台風や梅雨前線による洪水被害が発生している。

小矢部川は、平野部を河道が大きく蛇行しながら流下するため、水衝部では侵食や洗掘など堤防が被災しやすい特性を有している。加えて、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透破壊が発生しやすい区間が多い見られる。

また、河口部は河口から城光寺橋区間（0.0k～2.6k）が港湾区域に指定されており、堤防が未整備であるため、洪水等による浸水のおそれがある。

沿川及び氾濫域には、住居や大型商業施設および下流域は新産業都市に指定され、一大工業地帯として発展しており、氾濫流が到達する前に安全な場所に避難する必要がある。

北陸新幹線、JR高山線、あいの風とやま鉄道、北陸自動車道、一般国道8号、156号及び特定重要港湾の伏木富山港（伏木地区）などが整備され交通の要衝となっており、ひとたび氾濫が発生すれば、交通機関に甚大な被害がおよぶ恐れがある。

(2) 過去の被害状況と河川改修の状況

①過去の被害

昭和28年9月の台風第13号による洪水では、雨量は山間部で200mm～300mm以上に達し、河川の増水により左右岸数カ所で堤防が決壊、全壊家屋1戸、半壊家屋46戸、流失家屋5戸、一部破壊172戸、床上・床下家屋9,000戸以上など、甚大な被害をもたらした。

平成10年9月の台風第7号による洪水で、洪江川上流の砂子谷雨量観測所では3時間で141mmを記録し、また、小樺川上流の測ヶ谷雨量観測所でも111mmを記録するなど、短時間に記録的な豪雨を記録した。下流部の長江地点では観測史上最大流量1,600m³/sを記録し、この洪水により、半壊家屋1戸、床上浸水52戸、床上浸水674戸の被害が発生した。

近年では、平成20年7月の梅雨前線による集中豪雨により、津沢上流域で1時間に70mm以上の流域平均雨量を記録し、津沢地点では観測史上最大流量1,510m³/sを記録した。この洪水により、全壊家屋1戸、半壊家屋2戸、床上浸水92戸、床上浸水273戸の被害が発生した。

②河川改修の状況

平成27年3月に策定した「小矢部川水系河川整備計画（大臣管理区間）」では、洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標として、「上下流及び本支川の治水安全度バランスを確保しつつ、段階的かつ着実に河川整備を実施し、洪水による災害の発生を防止又は軽減を図ること」としている。

現状では、堤防の整備や支川合流点処理など整備を進めてきているものの、堤防や幅が不足している区間が解消されておらず、計画規模降雨に伴う洪水に対し安全に流下できる状態にはなっていない。また、すべり破壊、浸透破壊に対する安全性が確保されない箇所が存在しており、浸透等により堤防が決壊するおそれがある。

小矢部川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 小矢部川は庄川によって形成された扇状地の西側扇端付近に沿って蛇行しながら流下しており、湾曲部の流速差により粘性土がたまりやすく、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、浸透等により堤防が決壊する危険がある。
- 2) 小矢部川では短時間降雨に伴い家屋等の浸水被害が発生した実績があり、急激に水位が上昇する。
- 3) 湾曲部などの水衝部における侵食や洗掘など、越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在する。
- 4) 洪水浸水想定区域内には、小矢部市や高岡市の人口が集中する市街地や大型商業施設及び工業地帯等が集積している。
- 5) また、上記の社会特性に加え、国道8号、156号などの主要幹線道路、緊急輸送道路や鉄道などが短時間で浸水し、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

■取組の方向性

今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されることを踏まえると、これらの課題に対して、行政や住民等の各主体が意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える必要があり、本協議会においては、想定し得る最大規模の洪水に対し「川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。なお、ハード対策は令和3年4月より流域治水プロジェクト協議会へ移行されたが、本協議会においても関連深い取組が多いことから、引き続き取組状況調査を把握していく。

・想定最大規模の浸水想定区域図を作成・公表し、隣接市町村への避難が有効な地区においては、施設計画規模の外力に対する広域避難計画を作成し、ハザードマップに反映、各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討専門部会」における河川の特性等を踏まえた大規模水害時のタイムラインの策定など

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

4. 現状の取組状況

小矢部川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。

① 地域住民の小矢部川特有の洪水の理解に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項目	現状○と課題●
小矢部川特有の洪水の理解	<p>○平成10年9月洪水及び平成20年7月洪水により観測史上最大流量を記録しているが、国管理区間において氾濫による浸水被害はほとんど無く、また、近年は氾濫被害が発生していない。</p> <p>●治水事業の進展等による被害発生頻度の減少により、地域住民の防災意識が低い状況である。</p> <p>●過去に洪水や氾濫被害を経験している人が少なくなっている。</p>
	A
	B

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミニング	<p>○小矢部川（国管理区間）において、河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を富山河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○小矢部川（県管理区間）、千保川、祖父川、岸渡川、子撫川、横江宮川、洪江川、山田川、旅川において計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表している。</p> <p>○避難指示の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を富山河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○富山県管理区間（洪江川、子撫川等）では、水位到達情報の提供により水位周知を実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p> <p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。 C</p> <p>●中小河川における水害危険性の周知促進が求められる。</p>

※Dは、1期に削除されたNo旧32のみの該当であったため欠番

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難指示等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。（国のガイドライン（案）に基づく見直し済）</p> <p>○小矢部川本川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <p>●避難指示等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 E</p> <p>●警戒避難体制の強化が求められる。</p>
避難場所・避難経路	<p>○避難場所として、公共施設を指定し、計画規模の洪水に対する水害ハザードマップ等で周知している。</p> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水や土砂災害が発生する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 F</p> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されておいていないおそれがある。 H</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難指示等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川管理者、ダム管理者等からWEB等を通じた河川水位、ダム放流、ライブ映像情報などを住民等に情報提供している。</p> <p>○平成28年8月に富山県総合防災システムを更新し、アラート等を活用して報道機関と連携した住民等への情報提供（災害対策本部設置、避難指示、被害情報等）を開始した。</p> <p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況や浸水による停電により情報発信できないうちがある。</p> <p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入力するまでに至っていない懸念がある。</p> <p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p> <p>また、大規模工場等が被害を受けた場合、社会的影響が大きい懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p> <p>●水害・土砂災害関連の記者発表内容や情報提供サイト等について、内容や用語の分かりやすさに懸念がある。</p> <p>●住民の避難行動（水害・土砂災害）のためのトリガーとなる情報が明確になっていない懸念がある。</p>

②情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状〇と課題●
避難誘導体制	<p>○避難誘導は、警察、消防機関、自主防災組織、水防団員（消防団員）と協力して実施している。</p> <p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないうちがある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状〇と課題●
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省、富山県が基準観測所の水位により水防警報を発表している。水防団員へFAX等により情報提供している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、富山河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●小矢部川では、現況堤防が旧河道上に築堤されている箇所が多いことから、適切に水防活動を実施すべき箇所を特定し、共有することが必要である。</p> <p>●水防活動に時間を要する現地の特性等も踏まえた、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>

③水防に関する事項

項目	現状○と課題●
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の手回り巡視を実施している。また、出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。</p> <p>○地域防災計画により、浸水被害が予想される箇所を巡回し、現状把握に努めている。</p> <p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれを受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。</p> <p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。</p>
水防資機材の整備状況	<p>○各機関の水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、小矢部川での堤防決壊時の資機材について、配備箇所の見直しを含めた再確認が必要である。</p>

④氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門・陸閘の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きくなり、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する社会経済機能の早期回復に向けた対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において社会経済機能の早期回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p>
既存ダムにおける洪水調節の現状	<p>○洪水調節機能を有する城端ダム、子無川ダム等で洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。</p>

⑤河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○と課題●
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	<p>○堤防の漏水など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所について、整備を推進している。</p> <p>●堤防の漏水など越水以外にも洪水や土砂・洪水氾濫に対するリスクが高い箇所が存在している。</p> <p>●今後、気候変動により、施設能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるなかで、被害の軽減を図る必要がある。</p>

5. 減災のための目標

小矢部川特有の洪水の理解や迅速かつ確実な避難、水防活動等を実施するため、各構成員が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標を以下のとおりとする。

【令和7年度までに達成すべき目標】

庄川扇状地扇端付近に沿って流下し、沿川に高岡・小矢部市街地が形成され大型商業施設および工業地帯等が立地している地形・社会特性を踏まえ、小矢部川の大規模水害に対し、『川や市街地を流れる洪水の理解とそれによる迅速かつ確実な避難』『社会経済被害の最小化』を目標とする。

※ 大規模水害……想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害。

※ 川を流れる洪水……水位が急激に上昇する。越水以外にも浸透等による決壊のおそれがある。

※ 市街地を流れる洪水……一旦堤防が決壊すると勢いのある水が短時間で市街地に広がる。

※ 迅速かつ確実な避難……歩行できない状況となる前に安全な場所への避難。

※ 社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態。

上記目標の達成に向け、小矢部川などにおいて、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 小矢部川特有の洪水現象について理解を頂くための周知・理解促進の取り組み
- ② 小矢部川の特徴を踏まえた大規模水害における避難行動のための取り組み
- ③ 洪水氾濫による被害軽減や避難時間確保のための水防活動等の取り組み

6. 令和7年度までに実施する取組（2期）

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトを推進するため、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

なお、2期の取組項目数は、1期での取組項目数56を類似項目毎に統合することで項目数を15に大括りすることで、取組内容把握のしやすさや取りまとめ手間の軽減を図った。

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新1	洪水予測や水位情報の 情報強化	I, L1, L2	北陸地整、气象台、富山 県、射水市、南砺市
新2	水防活動の啓発	N, O, P, Q, R, S	北陸地整、气象台、富山 県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
新3	水害リスク共有	C, E, F, G, H, I, J, K, L, L1 , L2, M	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新4	排水体制の促進	U, V, X	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、小矢部市、 南砺市
新5	ダム等の洪水調節機能 の向上・確保	W, X	北陸地整、气象台、富山 県、射水市、南砺市
新6	避難対策	E, F, G, H, M	北陸地整、气象台、富山 県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
新7	水防災教育の啓発	A, B, C, J	北陸地整、气象台、富山 県、高岡市、射水市、砺 波市、小矢部市、南砺市
新8	要配慮者支援	M	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新9	タイムラインの活用促 進	E, M	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新10	広域避難計画の策定及 び支援	E, F, G, H	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新11	洪水を安全に流すため のハード対策の推進	W, X	北陸地整、富山県
新12	水防資機材の検討及び 配置	L, N, O, P, R, T	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市

2期 項目No.	減災のための取組項目	課題の対応	取組機関
新13	流木や土砂の影響への 対策	W	富山県、南砺市
新14	災害時の拠点施設に対 する対策	F, G	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市
新15	民間企業の水害対策	K	北陸地整、富山県、高岡 市、射水市、砺波市、小 矢部市、南砺市

※新11～新15はハード対策も兼ねた取組項目

7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することで責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り込むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

小矢部川では、平成31年3月に想定最大規模の浸水想定区域図が公表されたことをうけ、沿川自治体（高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、南砺市）において洪水ハザードマップの作成、周知（配布、HP公表等）が完了した。今後とも、本協議会幹事会等の場を活用し、ハザードマップの活用を推進していくものとする。

また、新たな取組方針が示された場合や新技術の動向を踏まえ、適宜、取組方針を見直すこととする。

【参考①】削除候補の項目

1期 項目No	減災のための 取組項目	課題の 対応	取組 機関	削除理由
旧32	水位予測の検討及び 精度の向上	D	北陸地整	1期において「実施済」であり、 取組機関は北陸地整のみである ため削除
旧33	気象情報等の改善 等	L	気象台	1期において「実施済」であり、 取組機関は富山地方気象台のみ であるため削除

【参考②】1期、2期および緊急行動計画の取組項目比較表

2期項目 No	2期※1		1期※2		緊急行動 計画No	実施する 施策
	2期カテゴリ	1期項目 No	1期カテゴリ	緊急行動 計画No		
新1	洪水予測や水位情報の情報強化	旧11 ハード	洪水予測や水位情報の提供強化（ダム放流警報設備等の耐水化や改良等、水文観測所の停電対策）（緊25）	緊25	洪水予測や水位情報の提供の強化	
		旧37	防災施設の機能に関する情報提供の充実（緊9）	緊9	防災施設の機能に関する情報提供の充実 ・ 共助の仕組みの強化	
	水防活動の啓発	旧41	水防団等への連絡体制の確認と首長も参加した実践的な情報伝達訓練の実施	緊22	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	
		旧42	自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡回の実施（緊30）	緊30	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	
新2	水防活動の啓発	旧43	毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施（緊32）	緊32	水防訓練の充実	
		旧44	水防活動の担い手となる水防団員・水防協力団体の募集・指定を促進（緊31）	緊31	水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	
		旧45	国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	緊22	共助の仕組みの強化	
		旧20	自治会や地域住民が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の共同点検の実施	緊30	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	
		旧21	まるごとまちごとハザードマップを整備→災害リスクの現地表示（緊19）	緊19	災害リスクの現地表示	
新3	水害リスク共有	旧25	リアルタイムの情報提供やブッシュ型情報の発信など防災情報の充実、出水期前にホットライン等の連絡体制を確認（緊2）、危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理（緊7）	緊2	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	
		旧28	想定最大規模も含めた決壊地点別浸水想定区域図（緊12）等、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等）による	緊12	避難計画作成の支援ツールの充実	
		旧15	浸水想定区域の公表（浸水ナビ等）による	緊15	浸水想定区域の早期	

2期項目 No	2期カテゴリー		1期カテゴリー		緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策	
	2期カテゴリー	1期カテゴリー	1期項目 No	1期カテゴリー			
新4	排水体制の促進	排水体制の促進	排水体制の促進	緊急行動計画No	緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策	
				旧14	旧14	重要インフラの機能確保(緊47)	重要インフラの機能確保
				旧47	旧47	大規模水害を想定した排水計画(案)の検討を実施(緊37)	排水施設、排水資機材の運用方法の改善
				旧48	旧48	排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	排水施設、排水資機材の運用方法の改善
				旧49	旧49	関係機関が連携した排水実働訓練の実施	排水施設、排水資機材の運用方法の改善
				旧56	旧56	地下街が浸水した場合の排水計画(案)の検討を実施	排水施設、排水資機材の運用方法の改善
				旧38	旧38	ダム放流情報を活用した避難体系の確立(緊10)	ダム放流情報を活用した避難体系の確立
				旧50	旧50	ダム等の洪水調節機能の向上・確保(緊46)	ダム等の洪水調節機能の向上・確保
				旧12	旧12	応急的な退避場所の確保(緊28)	応急的な退避場所の確保
				旧23	旧23	避難訓練への地域住民の参加促進(緊21)	避難訓練への地域住民の参加促進
旧29	旧29	立ち退き避難が必要な区域及び避難方法の検討	-				
新5	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	ダム等の洪水調節機能の向上・確保	旧17	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施(緊20)及び地域防災力向上のための人材育成(緊24)、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	地域防災力の向上のための人材育成	
			旧18	旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	地域防災力の向上のための人材育成	
			旧19	旧19	効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	-	
新6	避難対策	避難対策	旧17	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施(緊20)及び地域防災力向上のための人材育成(緊24)、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	地域防災力の向上のための人材育成	
			旧23	旧23	避難訓練への地域住民の参加促進(緊21)	避難訓練への地域住民の参加促進	
新7	水防災教育の啓発	水防災教育の啓発	旧17	旧17	小中学校等における水災害及び土砂災害教育を実施(緊20)及び地域防災力向上のための人材育成(緊24)、洪水特性の周知、促進理解のための副教材の作成・配布	地域防災力の向上のための人材育成	
			旧18	旧18	出前講座等を活用し、水防災等に関する説明会を開催	地域防災力の向上のための人材育成	

2期項目 No	2期カテゴリー		1期カテゴリー		緊急行動計画No	緊急行動計画 実施する施策
	2期カテゴリー	1期カテゴリー	1期項目 No	1期カテゴリー		
新8	要配慮者支援	要配慮者支援	旧22	旧22	住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実及び地域包括支援センター・ケアマネジャーとの連携(緊22)	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
			旧52	旧52	要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施(緊14)	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施
新9	タイムラインの活用促進	タイムラインの活用促進	旧24	旧24	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進(緊23)	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進
			旧26	旧26	避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の整備及び検証と改善	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認(タイムライン)
			旧27	旧27	各関係機関が参画した「庄川・小矢部川タイムライン検討会」における急流河川の特性を踏まえた大規模水害時のタイムライン(事前防災計画)の策定と検証及び改善	多機関連携型タイムラインの拡充
			旧30	旧30	参加市町村による広域避難計画の策定及び支援(緊13)	隣接市町村における避難場所の設定(広域避難体制の構築)等
新10	広域避難計画の策定及び支援	広域避難計画の策定及び支援	旧31	旧31	広域的な避難計画等を反映した新たな洪水ハザードマップの策定・周知(緊18)	ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実
			旧1	旧1	浸透対策 バイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 洪水を安全に流すためのハード対策の推進	早期復興を支援する事前の準備
			旧3	旧3	本川と支川の合流部等の対策(緊42)	本川と支川の合流部等の対策
新11	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	洪水を安全に流すためのハード対策の推進	旧4	旧4	多数の家屋や重要施設等の保全対策(緊43)	多数の家屋や重要施設等の保全対策
			旧7	旧7	堤防天端の保護(緊26) 堤防裏法尻の補強(緊26)	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)
			旧15	旧15	樋門等の施設の確実な運用体制の確保(緊48)	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保
			旧8	旧8	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
			旧9	旧9	新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認
新12	水防資機材の検討及び配置	水防資機材の検討及び配置	旧10	旧10	円滑な避難活動や水防活動を支援する	洪水予測や水位情報
			旧11	旧11	円滑な避難活動や水防活動を支援する	洪水予測や水位情報

2期項目 No	2期 ^{※1} 2期カテゴリ		1期 ^{※2} 1期カテゴリ		緊急行動 計画No	緊急行動計画 ^{※3} 実施する施策
	1期項目 No		1期項目 No			
新13	流水や土砂の 影響への対策		ハド [*]	ため、CCTVカメラ、簡易型河川監視用カメラ、簡易水位計、危機管理型水位計や量水標等の設置		の提供の強化
		旧51		河川管理の高度化（緊49）	緊49	・河川管理の高度化の 検討
新14	災害時の拠点 施設に対する 対策		旧5 ハド [*]	流水や土砂の影響への対策（緊44）	緊44	・流水や土砂の影響への 対策
			旧6 ハド [*]	土砂・洪水氾濫への対策（緊45）	緊45	・土砂・洪水氾濫への 対策
			旧2 ハド [*]	浸透対策 パイピング対策 流下能力対策 侵食・洗掘対策 堤防整備 防災拠点等の整備の検討	緊29	・河川防災ステーションの 整備
新15	民間企業の水 害対策		旧13 ハド [*]	市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）（緊35、緊40）	緊35	・市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備） ・庁舎等の防災拠点の 強化
			旧40	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実（緊34）	緊34	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実
			旧46	大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	旧46	
			旧55	大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	緊40	・庁舎等の防災拠点の 強化
新15	民間企業の水 害対策		旧53	大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	緊36	・早期復興を支援する 事前の準備
			旧54	早期復興を支援する事前の準備（民間企業BCP策定支援）（緊36）	緊36	・早期復興を支援する 事前の準備

補足事項

- ・ ※1 2期：本減災対策協議会において令和3年度～令和7年度の取組項目
（新11～新15はハード対策も兼ねた項目）
- ・ ※2 1期：本減災対策協議会において平成29年度～令和2年度の取組項目
- ・ ※3 緊急行動計画：「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画
（H31.1.29）を指す。
- ・ 青字：平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申を踏まえて追加された内容。
- ・ オリジナル：本減災対策協議会において、既往検討等に基づき、独自に策定されたため、緊急行動計画に該当箇所が無い取組項目
以上